

重要事項説明書

1. 事業所概要

事業所名 : 福祉用具貸与事業所シー・エル・イー 介護保険事業所番号 : 3870108457
所在地 : 愛媛県松山市西石井1丁目1番5号 サービス種類 : 福祉用具貸与・
管理者 : 露口 洋子 介護予防福祉用具貸与
通常の事業実施地域 : 松山市 (島嶼部を除く) 電話番号 : 089-961-1188

2. 事業の目的

株式会社ケアライフエナジー (以下「会社」という) が開設する指定福祉用具貸与事業所シー・エル・イー (以下「事業所」という) が行う指定福祉用具貸与・指定介護予防福祉用具貸与事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の福祉用具専門相談員 (介護福祉士、義肢装具士、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、厚生大臣が指定した専門相談員講習修了者、都道府県知事が認定した専門相談員講習会修了者) が、要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定福祉用具貸与サービスを提供することを目的とする。

3. 運営の方針

- (1) 事業の実施にあたっては、利用者の意思、及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- (2) 事業所の専門相談員は、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況・希望及びそのおかれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助・取付・調整等を行い、福祉用具を貸与することにより利用者の日常生活の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の不安の軽減を図る。
- (3) 事業の実施にあたっては地域との結び付きを重視し、市町村・他の居宅サービス事業者・その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの連携に努めるものとする。

4. 事業所の職員体制

管理者 : 事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
: 1名 (専門相談員兼務)

福祉用具専門相談員 : 適切な特定福祉用具の選定の援助、取り付け、調整等を行う。
: 3名 常勤1名 (内1名管理者兼務 非常勤2名)

5. 営業時間

営業日 : 月曜～金曜日 営業時間 : 8時30分～17時30分
ただし国民の祝日及び年末年始 (12/31～1/3) は除く。

6. 利用料

法定代理受領分 : 事業所備付けカタログ料金の1割又は2割又は3割

法定代理受領分以外 : 事業所備付けカタログ料金

| | |
|-------------------|---|
| レンタル開始月の レンタル料 | レンタル開始日が開始月の15日以前の場合・・・月額レンタル料全額 レンタル開始日が開始月の16日以降の場合・・・月額レンタル料の1/2相当額 |
| レンタル終了月の レンタル料 | レンタル終了日が終了月の15日以前の場合・・・月額レンタル料の1/2相当額 レンタル終了日が終了月の16日以降の場合・・・月額レンタル料全額 |
| 1ヶ月以内レンタル料 | レンタル期間が契約期間1ヶ月以内の場合のレンタル料・・・月額レンタル料全額 |

- * 業務継続に向けての取り組みとして、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、かつ、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合、上記単位数の100分の1に相当する単位数を上記単位数より減算します。
- * 虐待防止に向けての取り組みとして、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合は、上記単位数の100分の1に相当する単位数を上記単位数より減算します。

7. 事故発生時の対応

福祉用具の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、及び当該利用者に係わる居宅介護支援事業者などに連絡するとともに、正常な使用での事故に対する損害賠償に誠意を持って対応します。

8. 虐待の防止について

- (1) 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
 - (ア) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。
 - (イ) 虐待の防止のための指針を整備しています。
 - (ウ) 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的に実施しています。
 - (エ) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置しています。

| | |
|--------------|----------|
| 虐待の防止に関する担当者 | 管理者 露口洋子 |
|--------------|----------|

- (2) サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを区市町村に通報します。

(3) 虐待通報の窓口

| | |
|--|---|
| (事業者の担当部署・窓口の名称) | 電話番号： 089-908-8805 受付時間： 8：30～17：30 |
| 介護保険課 基幹型地域 包括支援センター 松山市二番町四丁目7番地 2 | 電話番号：089-948-6949 受付時間：8:30から17:00まで (ただし、土・日・祝日、12月29日から1月3日を除く) |

9. 感染症対策について

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底しています。
- (4) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (5) 従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

10. 業務継続に向けた取り組みについて

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 1. 相談窓口・苦情申立窓口

- ・福祉用具貸与事業所 シー・エル・イー

電話 : 089-961-1188

平日 8:30~17:30

苦情受付担当者 : 露口 洋子

- ・愛媛県国民健康保険団体連合会

住所 : 〒790-0550 愛媛県松山市高岡町 101 番地 1 号

電話 : 089-968-8800

平日 8:30~17:15

- ・松山市役所 介護保険課

住所 : 愛媛県松山市二番町 4 丁目 7 番地 2

電話 : 089-948-6968

平日 8:30~17:15

- ・愛媛県福祉サービス運営適正化委員会

住所 : 愛媛県松山市持田町 3 丁目 8-15

電話 : 089-998-3477

平日 9:00~12:00・13:00~16:30

1 2. 第三者評価の実施状況 : 無

1 3. 具体的なサービスの内容等の記録、市町村への通知に係る記録、苦情の内容等の記録、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

当事業所は、居宅サービスの提供にあたり、サービス内容及び重要事項を説明しました。

所在地 : 愛媛県松山市西石井 1 丁目 1 番 5 号

事業所名 : 福祉用具貸与事業所 シー・エル・イー

説明者 : 印

私は、居宅サービスの契約締結にあたり、サービス内容及び重要事項の説明を受けました。

利用者 住所 :

利用者 氏名 : 印

家 族 住所 :

家 族 氏名 : 印

代理人 住所 :

代理人 氏名 : 印